

京都市醜翻和光寮条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市醜翻和光寮条例施行規則を廃止する規則

京都市醜翻和光寮条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)